

---

# 一定の規模以上の土地の形質の変更 に係る届出・報告の手引き

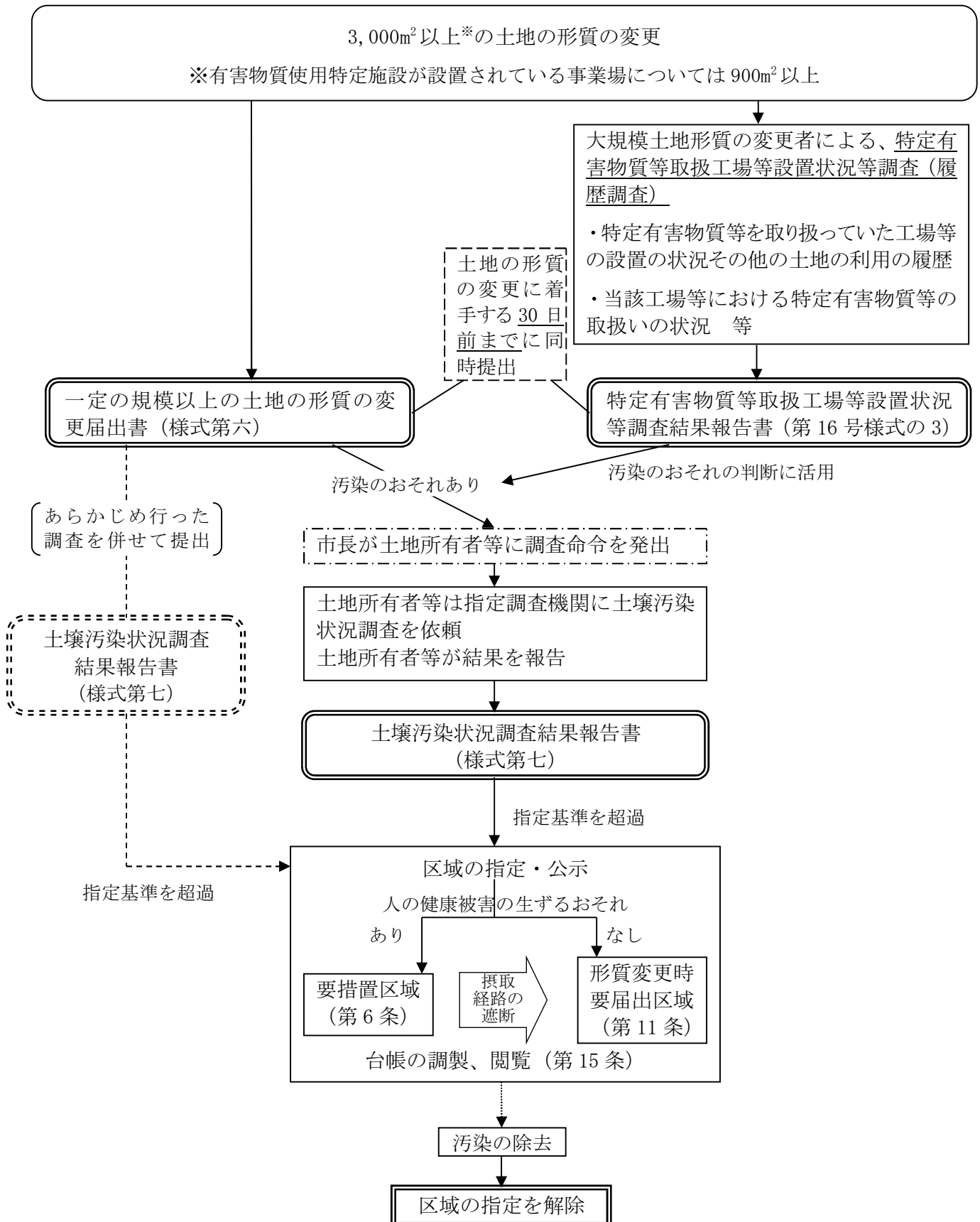
〔 土壌汚染対策法第4条第1項  
環境保全条例第57条第1項 〕

---

■ 土壌汚染対策法（第4条）と環境保全条例（第57条）の手続きフロー

【土壌汚染対策法第4条】

【環境保全条例第57条】



## 1 はじめに

平成 22 年 4 月 1 日から、改正された土壌汚染対策法（以下「法」という。）が施行され、3,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更を行う場合の届出が新たに義務付けられました。

また、平成 25 年 4 月 1 日から、改正された市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（以下「条例」という。）が施行され、一部の規定が変わりましたが、これまでどおり履歴調査の報告が必要です。

平成 31 年 4 月 1 日から、法の改正により、有害物質使用特定施設が設置されている事業場については 900m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更を行う場合にも法及び条例に基づく届出が義務付けられました。

この手引きは、法第 4 条及び条例第 57 条に係る一定の規模以上の土地の形質の変更を行う場合の届出・報告について説明したものです。

## 2 法と条例の関係

一定の規模以上の土地の形質の変更を行う場合、土地の形質の変更をしようとする者は、土地の形質の変更に着手する 30 日前までに法第 4 条第 1 項に基づく届出書を提出するとともに、条例第 57 条第 1 項に基づき当該土地の利用履歴等について調査し、その結果を市長に報告する必要があります。

	法第 4 条に基づく届出	条例第 57 条に基づく報告
届出・報告対象	掘削・盛土の別を問わず、土地の形質の変更を行おうとする面積が 3,000m <sup>2</sup> 以上※となる行為 ※有害物質使用特定施設が設置されている事業場については 900m <sup>2</sup> 以上	
届出者・報告者	土地の形質の変更をしようとする者（工事発注者）	
届出・報告様式名称	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第六）	特定有害物質等取扱工場等設置状況等調査結果報告書（第 16 号様式の 3）
提出期日	土地の形質の変更に着手する 30 日前までに同時提出	

土壌汚染等のおそれがある場合は、土地の形質の変更に着手する前に、土壌汚染状況調査を実施しなければなりません。そのため、届出・報告の提出は、土壌汚染状況調査の実施期間、汚染が判明した場合の汚染拡散防止措置の実施期間などを十分考慮してできるだけ早めに行ってください。

### 3 届出・報告の対象

土地の形質の変更を行おうとする面積が  $3,000\text{m}^2$  以上（有害物質使用特定施設が設置されている事業場については  $900\text{m}^2$  以上）となる場合に、届出・報告が義務付けられます。この「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為全般をいい、いわゆる掘削（切土）と盛土（土壌を仮置きする場合を含む）の別を問いません。

#### 「掘削」として扱われる行為の例

- 舗装等を施す前に行う表層土壌のすき取り等の整地
- 土壌の露出を伴う土間基礎等の解体
- 杭基礎等の引き抜き

※一度でも現状地盤面を掘削する場合は、最終地盤面の高低にかかわらず「掘削」となります。

※伐根や水道、ガス等の埋設管工事でも対象となる場合があります。

判断に迷う場合はお問い合わせください。

#### 面積算定の例

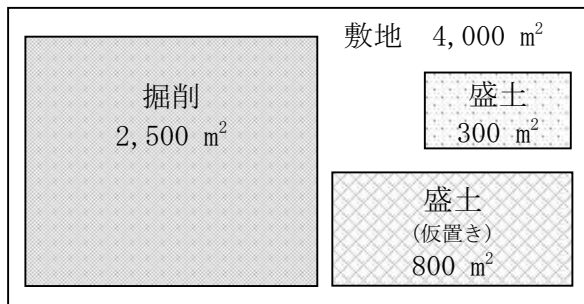
##### 《事例A》

敷地：  $4,000\text{m}^2$

土地の形質の変更部分

$$\begin{aligned} &: \text{掘削部分} + \text{盛土部分} \\ &= 2,500\text{m}^2 + 300\text{m}^2 + 800\text{m}^2 \\ &= 3,600\text{m}^2 \end{aligned}$$

⇒届出・報告が 必要



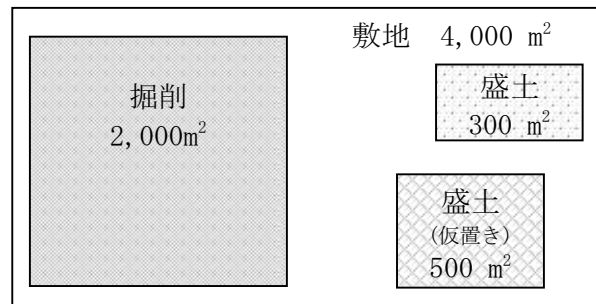
##### 《事例B》

敷地：  $4,000\text{m}^2$

土地の形質の変更部分

$$\begin{aligned} &: \text{掘削部分} + \text{盛土部分} \\ &= 2,000\text{m}^2 + 300\text{m}^2 + 500\text{m}^2 \\ &= 2,800\text{m}^2 \end{aligned}$$

⇒届出・報告は 不要



※上記事例は、有害物質使用特定施設が設置されていない事業場の場合です。  
有害物質使用特定施設設置事業場の場合は、届出・報告の要否の境が  $900\text{m}^2$  となります。

複数の離れた敷地において行われる行為であっても、事業計画、目的、時間的近接性、実施主体等を総合的に判断し、土地の形質の変更部分の面積を合計して  $3,000\text{m}^2$  以上となる場合には、まとめて一つの行為とみなします。

## 4 届出者・報告者

届出・報告の義務を負う者は、「土地の形質の変更をしようとする者」であり、その施工に関する計画の内容を決定する者です。

土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発事業者等の関係では、開発事業者等がこれに該当します。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、一般的には発注者がこれに該当するものと考えられます。

なお、法人において、代表権を持つ者（代表取締役等）以外の職にある者が届出者・報告者となる場合は、届出・報告の手続きに係る権限が委任されていることを明らかにする書面（委任状）を添付してください。

※ 過去に一定の規模以上の土地の形質の変更に係る届出・報告があった敷地でも、別の事業計画や目的の下で土地の形質の変更が行われる場合は、改めて届出・報告が必要です。この場合、過去の履歴調査の記録を活用することができます。

## 5 提出書類

### (1) 法第4条に基づく届出

#### ア 届出書

- ・ 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第六）  
※ 様式は名古屋市公式ウェブサイト（裏表紙参照）でダウンロードすることができます。

#### イ 添付図面

- ・ 付近見取り図  
－1500分の1程度の縮尺で、付近の駅や公共施設等からの位置がわかるようにしてください。
- ・ 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図  
－掘削部分と盛土部分を区別して表示してください。  
整地などで掘削部分と盛土部分の区別がつかない場合や、掘削した後に盛土する場合は掘削部分としてください（施工後の地盤面の高低は関係ありません）。  
－写真・地図等を複写して使用する場合は、著作権者から使用許諾を取得してください。

#### ウ 添付書類

(ア) 届出者が土地の所有者、管理者又は占有者（以下「土地の所有者等」という。）と同一である場合

- ・ 届出者が土地の所有者等であることを証する書類  
(例：土地の登記事項証明書及び公図の写し)
- ・ 土地区画整理事業の場合、「仮換地の指定」又は「使用収益の停止」が確認できる書類
- ・ 土地改良事業の場合、「一時利用地の指定」又は「使用収益の停止」が確認できる書類

(イ) 届出者が土地の所有者等でない場合

- ・ 土地の所有者等の土地の形質の変更の実施についての同意書  
※ 参考様式を名古屋市公式ウェブサイトに掲載しています。
- ・ 土地の形質の変更に同意した者が、土地の所有者であることを証する書類  
(例：土地の登記全部事項証明書及び公図の写し  
－現状が記載されたものを提出してください。登記事項証明書に記載された土地の所有者と実際の土地の所有者が異なる場合は、売買契約書の写しなどの実際の土地の所有者を明らかにする書類を添付してください。)

(ウ) 土壤汚染状況調査結果の添付（任意）

土地の所有者等の全員の同意を得たうえで、あらかじめ指定調査機関に調査をさせてその結果を添付することができます。

a 届出書

- ・ 土壤汚染状況調査結果報告書（様式第七）  
※ 第4条第2項の調査を○（丸印）で囲んで提出してください。  
様式は名古屋市公式ウェブサイト（裏表紙参照）でダウンロードすることができます。

b 添付書類

- ・ 土地の所有者等の同意を得たことを証する書類  
－土壤汚染状況調査の実施及び結果の提出について同意を得たことを証する書類（土壤汚染状況調査に係る請負契約の発注者が当該土地の所有者等であることを証する書類等でも可）を必ず添付してください。
- ・ 土壤汚染状況調査の結果が分かる図面

(2) 条例第57条に基づく報告

ア 報告書

- ・ 特定有害物質等取扱工場等設置状況等調査結果報告書（第16号様式の3）  
※ 様式は名古屋市公式ウェブサイト（裏表紙参照）でダウンロードすることができます。

イ 添付図面

- ・ 付近見取り図  
－1500分の1程度の縮尺で、付近の駅や公共施設等からの位置がわかるようにしてください。
- ・ 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面

ウ 添付書類

- ・ 特定有害物質等取扱工場等設置状況等調査（＝履歴調査）の結果  
－参考資料を添付する必要はありません。
- ・ 過去に土壤・地下水調査等を実施したことがある場合はその結果（法・条例に基づかない調査も含む。）  
－写真・地図等を複写して使用する場合は、著作権者から使用許諾を取得してください。

## 【履歴調査の方法】

工場等の設置状況等の履歴及び特定有害物質等の取扱いの状況について、参考資料(過去の地図、航空写真、登記簿等)をもとに調査し、時系列及び土地の利用用途ごとに、調査結果の概要を作成してください。

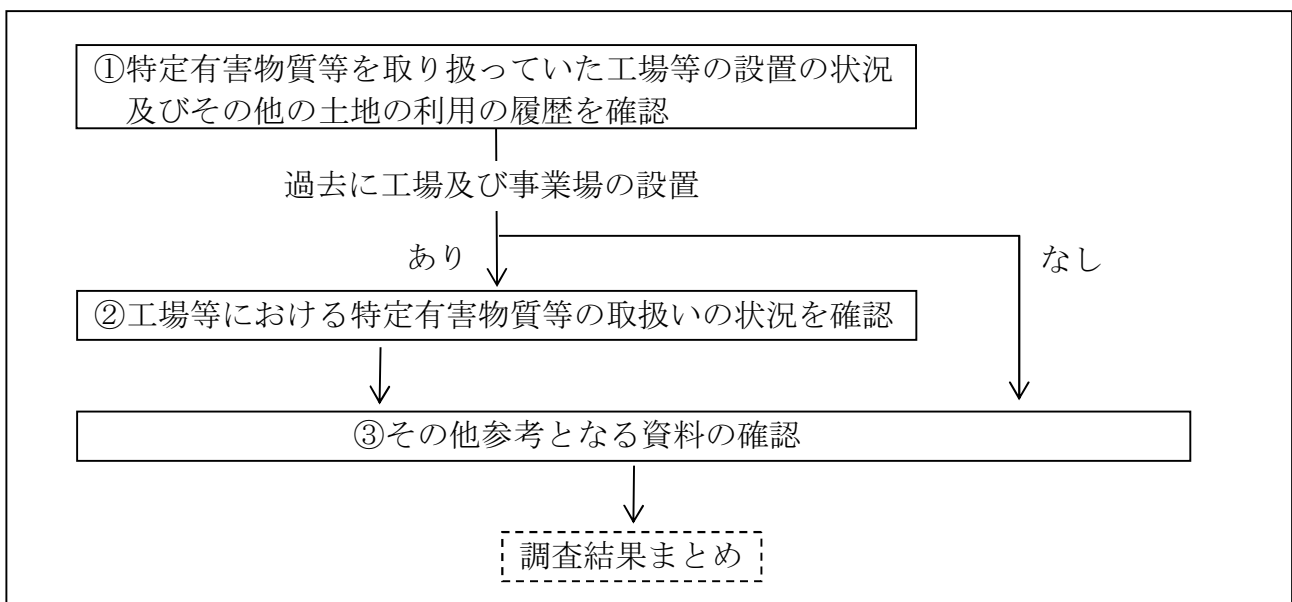
### 参考資料(例)：

- 過去の土地利用の状況を把握する  
住宅地図、航空写真、地形図、登記簿
- 有害物質の使用・排出状況を把握する  
水質汚濁防止法・下水道法・化管法<sup>※1</sup>・消防法・毒物及び劇物取締法等に基づく届出書、社史、工場設備の台帳・管理記録、工場施設配置図・排水経路図・配管図、関係者への聞き取り調査票
- 過去の土壌汚染に係る調査の実施状況を把握する  
法・条例等に基づく届出書<sup>※2</sup>

※1 環境省公式ウェブサイト内の以下のページで確認することができます。  
(PRTR インフォメーション広場：<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>)

※2 過去に名古屋市に報告された土壌・地下水汚染の概要を、名古屋市公式ウェブサイトに掲載しています(裏表紙参照)。

## ■ 履歴調査のフロー



### ① 特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況及びその他の土地の利用の履歴の確認

形質変更予定地において、過去に設置されていた工場及び事業場に関し、過去の地図、航空写真、登記簿その他の調査実施者が容易に入手できると認められる資料によって、当該土地の利用の履歴を把握してください。調査の対象とする範囲は、原則として概ね第二次世界大戦後までさかのぼることとします。

(例：住居、山林、田畑、工場、事業場)

## ② 当該工場等における特定有害物質等の取扱いの状況の確認

形質変更予定地に過去に設置されていた工場等が、特定有害物質等を取り扱っていた可能性があるときは、当該工場等に係る台帳類及び資料の閲覧、当該工場等の設置者等への聞き取り等により、次に掲げる事項を可能な限り把握してください。

特定有害物質等を取り扱っていた工場等の概要

- ・工場等の名称、所在地、連絡先
- ・業種、主要製品
- ・事業開始・終了年月日
- ・工場等の配置、工場等の建屋内設備配置

工場等の特定有害物質等の取扱いの状況

敷地における特定有害物質等の取扱いの状況を、特定有害物質の種類ごと（排出状況にあつては、排水、排出ガス及び廃棄物の区分ごと）に、下表に掲げる内容について可能な限り把握してください。

使用目的	加工用、洗浄用、検査用等
使用形態	特定有害物質等を使用していた設備、機器等
使用状況	特定有害物質等の使用目的別の濃度、使用量、使用期間、作業工程等
排出状況	特定有害物質等の排出時の濃度、排出量、排出期間、排出経路(地下への浸透を含む。以下同じ。)、敷地内処分等
処理状況	特定有害物質等の処理施設の有無、処理施設における処理方法及び処理量、処理施設の設置場所等
事故状況	特定有害物質等に係る事故の有無、事故の発生日時、事故内容、漏えい量等
使用場所等	特定有害物質等の使用場所、建物及び設備の配置状況等
製造状況	特定有害物質等の製造施設の有無、製造施設における製造方法及び製造量、製造施設の設置場所等
保管場所	特定有害物質等の保管方法、保管量等

## ③ その他参考となる資料の確認

現在までに実施したことのある土壌・地下水汚染調査の結果、敷地の造成方法（盛土の厚さ等）、その他参考となる資料についても整理してください。



## 【調査命令が発出される前の自主的な調査】

### ● 法第4条

市長は、形質の変更を行おうとする土地において、汚染のおそれがあると認めるとき※は、法第4条第3項に基づき、土地所有者等に対して調査命令を発出します。土地所有者等は指定調査機関に土壤汚染状況調査を行わせ、その結果を市長に報告しなければなりません。

※ 汚染のおそれがあると認めるとき（判断基準）〔土壤汚染対策法施行規則第26条〕

特定有害物質による汚染のおそれがあるとは、次の基準のいずれかに該当する場合です。

- ① 特定有害物質による汚染が指定基準に適合しないことが明らかである土地
- ② 特定有害物質等が埋められ、飛散し、流出し、地下に浸透していた土地
- ③ 特定有害物質を製造、使用、処理していた土地
- ④ 特定有害物質等が貯蔵、保管されていた土地
- ⑤ その他②から④までと同等程度に特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められる場合

### ● 自主的な土壤汚染等状況調査の結果の提出等

自主的に土壤汚染等状況調査を行い、法第4条の届出にその調査結果を添付して提出することが可能です（法第4条第2項）。また、汚染が判明した場合は、法第14条の申請をすることも可能です。

この場合、調査命令の発出に係る行政手続き等が省略されるため、汚染が判明した場合の区域指定までの期間が短縮されます。

## 6 提出方法

### (1) 提出先

名古屋市 環境局 地域環境対策課 有害化学物質対策係  
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号（市役所東庁舎5階）  
TEL 052-972-2677 FAX 052-972-4155

※ ご提出の際は、あらかじめ電話予約のうえお越してください。

### (2) 提出期限

土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、法第4条に基づく届出と条例第57条に基づく報告を同時に提出してください。

ここにいう「着手する日」とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為は含みません。また、「30日前」とは、着手する日の前日を第1日目としてさかのぼり、31日目に相当する日です。

### (3) 提出部数

正本及びその写し1通を提出してください。写しは収受後、返却します。

## 7 罰則

法第4条第1項の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、法第66条に基づく罰則規定の適用を受けます（3月以下の懲役又は30万円以下の罰金）。

条例第57条第1項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、条例第134条に基づく罰則規定の適用を受けます（3万円以下の過料）。

法第4条に基づく届出記入例

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

令和3年 2月26日

(宛先) 名古屋市長

届出者 郵便番号 100-8900  
住所 東京都千代田区霞が関0丁目00

名称 環境株式会社  
代表者氏名 代表取締役 00 00

連絡責任者職氏名 総務課長 00 00  
電話 (03) 3581-0000

第3条第4条第1項の届出書に記載の土地の登記事項証明書に記載の地番の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	名古屋市中区三の丸0丁目000番 (別紙1のとおり)	
土地の形質の変更しようとする場所を明らかにした平面図 (別紙2)	別紙2のとおり	付近見取り図 (別紙1)
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	4,000㎡ (詳細及び掘削深度は別紙3のとおり)	
土地の形質の変更の着手予定日	令和3年 4月 1日	敷地面積ではなく、土地形質変更部分の面積を記入します。 土地形質変更部分： 掘削と盛土(仮置きも含む。)また、掘削深度が分かる図面が必要です (別紙3)。
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称 届出日から、中30日以上あけた日でなければなりません。	
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	環境株式会社 名古屋工場
	有害物質使用特定施設の種類	0000施設
	有害物質使用特定施設の設置場所	別紙4のとおり
	特定有害物質の種類	ふっ素及びその化合物

備考 この有害物質使用特定施設の情報に記載してください。 A4とする。

第16号様式の 3 (第51条の 2 関係)

特定有害物質等取扱工場等設置状況等調査結果報告書

令和 3 年 2 月 2 6 日

(宛先) 名古屋市長

報告者 所在地 100-89〇〇  
 名 称 環 境 株 式 有 限 公 司  
 代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

連絡責任者職氏名 総務課長 〇〇 〇〇  
 電 話 (03) 3581-〇〇〇〇

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第57条第 1 項の規定により、過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等の調査の結果について、次のとおり報告します。

土地の登記事項証明書記載の地番		付近見取り図 (別紙 1)
土地の形質の変更に係る事業の名称	〇〇マンション新築工事	
土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	名古屋市中区三の丸〇丁目〇〇番 (別紙1のとおり)	
土地の形質の変更の種類	建物解体、新築工事	例) 宅地造成、マンション建設 建物新築工事、 建物解体(基礎構造物を含む)
土地の形質の変更の場所	別紙2のとおり	土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面 (別紙 2)
土地の形質の変更の着手予定日	令和 3 年 4 月 1 日	報告日から、中 30 日以上あけた日でなければなりません。
土地の形質の変更の規模	4,000m <sup>2</sup>	敷地面積ではなく、土地形質変更部分の面積を記入します。 土地形質変更部分：掘削と盛土 (仮置きも含む。)
対象地の概要	現在の土地利用の状況	賃貸住宅 (共同住宅)
	過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況その他の土地の利用の履歴	別紙3のとおり
	当該工場等の特定有害物質等の取扱いの状況	別紙3のとおり
備考	過去から報告時点までの土地の利用の履歴を明確に記入します。 また、特定有害物質等を取り扱っていた工場等が設置されていた場合は特定有害物質等の取扱状況を記入します。 ・ 特定有害物質等の名称 ・ 取扱時期、場所、用途など	

### 1. 過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況その他の土地の利用の履歴

対象地は、昭和32年頃まで山林であった。昭和32年4月に〇〇工業(株)が土地を買収し、メッキ工場が建設され、昭和55年3月まで操業していた。

その後、昭和55年4月に〇〇不動産(株)が土地と建物を買収し、工場は取り壊され、新たに賃貸住宅(共同住宅)が建築された。平成9年1月には現在の土地所有者である〇〇(株)が土地と建物を継承し、引き続き、賃貸住宅(共同住宅)として利用されている。

### 2. 当該工場等の特定有害物質等の取扱いの状況

【〇〇工業(株) 昭和32年10月～昭和55年3月】

#### ■ 工場等の概要

工場等の名称：〇〇工業(株)

業種、主要製品：金属製品製造業、金属めっき

#### ■ 工場等の特定有害物質等の取扱いの状況

・六価クロム化合物

使用目的、使用形態	クロム酸を電気めっきで使用
使用状況	使用量：不明 使用期間：昭和32年10月～昭和55年3月 作業工程：原料－表面処理－水洗－めっき－水洗
排出状況	下水道法に基づく特定施設（酸又はアルカリによる表面処理施設、電気めっき施設）の設置あり。 表面処理、めっき後の水洗槽からの排水を処理（中和、還元、凝集沈殿）後、放流。
使用場所等	めっき槽
事故状況	なし

### 3. 総評

土地利用履歴調査の結果、対象地にはかつてめっき工場が立地していたことが確認された。工場では、金属めっきのためクロム酸を使用しており、六価クロム化合物による汚染の可能性が考えられる。

なお、他の特定有害物質の取扱い履歴はなく、汚染のおそれはないものとする。

■ 履歴調査概要

年代	土地の利用状況	所有者	特定有害物質の取扱状況	汚染の可能性	参考資料
昭和32年頃	山林		なし	なし	・地形図：昭和15年, 30年 国土地理院発行 ・航空写真：昭和25年, 30年 ○○(株)発行
昭和32年 ～昭和55年	メッキ工場	○○工業(株)	六価クロム（金属メッキ） 使用期間：昭和32年10月 ～昭和55年3月	あり	・地形図：昭和32年 国土地理院発行 ・住宅地図：昭和40年, 50年 ○○(株)発行 ・航空写真：昭和32年, 40年, 50年 ○○(株)発行 ・登記簿謄本：昭和32年, 50年 ・下水道法特定施設の届出状況 設置日：昭和32年10月1日, 廃止日：昭和55年3月31日 ・関係者への聞き取り調査票
昭和55年 ～平成9年	工場取り壊し、 賃貸住宅（共同住宅）	○○不動産(株)	なし	なし	・住宅地図：昭和55年, 平成5年 ○○(株)発行 ・航空写真：昭和55年, 平成5年 ○○(株)発行 ・登記簿謄本：昭和55年
平成9年 ～現在	賃貸住宅（共同住宅） 取り壊し、更地	○○(株)	なし	なし	・住宅地図：平成10年, 18年, 29年 ○○(株)発行 ・登記簿謄本：平成9年, 30年

※ 時系列及び土地の利用用途ごとに、調査結果の概要を作成してください。参考資料を添付する必要はありません。

## 届出・お問い合わせ先

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号（市役所東庁舎5階）

TEL 052-972-2677（直通） FAX 052-972-4155

相談・届出にお越しになる前に電話で予約をして下さい。

名古屋市の土壌・地下水汚染に係る情報、様式等のデータは、  
公式ウェブサイト (<http://www.city.nagoya.jp/>) に掲載しています。



名古屋市公式ウェブサイト

検索結果

土壌汚染

サイト内検索

→ 名古屋市：土壌汚染対策(市政情報)

